

建設業許可申請事務等の対応について

令和3年4月 山口県土木建築部監理課

1 対象となる事務と対応

(1) 建設業許可申請、変更届等事務

事務	対応	提出部数
建設業許可申請、変更届等の提出	持参又は郵送（確認資料も含む。）	正本1部副本1部（土木事務所控え）
建設業新規許可等の場合における営業所調査（現地調査）	原則、郵送（営業所の要件が確認できる現地の写真）	

(2) 経営事項審査申請及び審査事務

事務	対応	提出部数
申請書の提出	持参又は郵送（確認資料も含む。）	正本1部副本1部（土木事務所控え）
審査	面接又は電話で確認（電話の場合は確認資料は事前郵送）	

(3) 解体工事業者登録及び浄化槽工事業者登録に係る申請、変更届等事務

事務	対応	提出部数
申請書等の提出	持参又は郵送（確認資料も含む。）	正本1部副本1部（土木事務所控え）

(4) 建設業許可申請書等の閲覧に係る事務

事務	対応
申請書等の閲覧	（監理課における対応） 前日までの予約制により密接を回避

※各閲覧所により対応が異なることがあります。詳細は各閲覧所へお問い合わせください。

2 留意事項

新型コロナウイルス感染症等への対応として引き続き、郵送でのご提出にご協力ください。

郵送の場合は、建設業許可申請等に係る確認資料については、写しを送付してください。

郵送の場合で、申請者控えに受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください（不足料金については受取人払いとさせていただきます）。

郵送にあたっては、一般書留郵便等の配達等の記録の残る方法で郵送してください。